

【イタリア】国民投票等のための署名収集のオンライン化とその成果

海外立法情報課長 芦田 淳

* 2024 年 7 月、法律等の廃止を決定する国民投票等を要求する署名を集めるための公式オンラインプラットフォームが稼働した。従来の状況とともに、その成果等を確認する。

1 概要

イタリアでは、法律等の全部若しくは一部の廃止を決定する国民投票又は国会により可決された憲法改正法律等の可否を問う国民投票を要求する場合には 50 万人、法律の発案を行う場合には 5 万人の選挙人の署名が必要である（憲法第 71 条、第 75 条及び第 138 条）。この署名を集めるための司法省の管理するオンラインプラットフォーム（以下「公式プラットフォーム」）¹が、2024 年 7 月 25 日に稼働した。根拠法は、2020 年 12 月 30 日法律第 178 号「2021 会計年度国家予算及び 2021 年度から 2023 年度の 3 か年における複数年度予算」²（以下「2020 年法」）である。

2020 年法は、公式プラットフォームを設ける目的として、障害者の完全な社会的包摂を阻む障害を除去し、その民主的参加の権利を保障することを挙げている（第 1 条第 341 項）。また、公式プラットフォーム実現のために、年間 10 万ユーロ³の基金を設けている（同項、同条第 342 項）。オンラインで署名を集める場合⁴、国民投票又は法律発案の発起人は、所定の情報を含む提案を公式プラットフォームにアップロードしなければならない（同条第 341 項）。所定の情報として、法律等の廃止を求める国民投票の場合、「～の廃止を望みますか」という設問の形式⁵で、対象となる法律等をその日付、番号及び題名とともに示さなければならない（1970 年 5 月 25 日法律第 352 号「憲法に定める国民投票及び人民の立法発案に関する規範」⁶第 27 条）、憲法改正法律等の可否を問う国民投票の場合、対象となる憲法改正法律等の題名、当該法律の両議院による最終的な可決の日付並びに掲載された官報の日付及び番号を示さなければならない（同法第 4 条）。また、法律発案の場合、目的及び規範を説明する報告書を付して、法文の形式で作成された草案を示さなければならない（同法第 49 条）。

公式プラットフォームでは、各提案について、上述した設問等又は法文のほか、説明、署名者数、（ある場合には）関係情報サイト及び署名収集開始日を見ることができる。選挙人は、SPID⁷等のデジタル ID による認証を経て、選択した提案に署名することができる。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は 2024 年 10 月 10 日、[] は筆者による補記である。

¹ Referendum e iniziative popolari. <<https://pnri.firmereferendum.giustizia.it/referendum/open>>

² L. 30 dicembre 2020, n.178, Bilancio di previsione dello Stato per l'anno finanziario 2021 e bilancio pluriennale per il triennio 2021-2023. 以下、制定後の改正を経た本稿執筆時点の法文に沿って解説する。法文に関しては、他の法令を含め、イタリア共和国の法令ポータルサイト (Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>) を参照した。

³ 1 ユーロは、約 161 円（令和 6 年 10 月分報告省令レート）。

⁴ 従来の対面による署名収集を並行して行うことも可能である。

⁵ 選挙人は、この設問に対して「はい」か「いいえ」を選んで投票する。

⁶ L. 25 maggio 1970, n.352, Norme sui referendum previsti dalla Costituzione e sulla iniziativa legislativa del popolo.

⁷ Sistema Pubblico di Identità Digitale（公的デジタル ID システム）の略称で、利用者は、自らのデジタル ID を表すユーザ名及びパスワードを用いて行政サービス等を受けることができる。“Cos'è SPID.” Agenzia per l'Italia Digitale website <<https://www.spid.gov.it/cos-e-spид/>> 2023 年末までに、人口の約 62%に相当する 3670 万件を上回る ID が交

2 オンライン化の成果等

(1) 公式プラットフォーム稼働前の状況

2020 年法は、2021 年 7 月 1 日から公式プラットフォーム稼働までの間、独自のオンラインプラットフォームにより SPID 等を利用して署名を集めることを認めた（第 1 条第 344 項）⁸。この規定を踏まえ、2021 年、安楽死を認めるために刑法典第 579 条（承諾殺人）の一部を廃止する国民投票の要求が、オンラインによる署名 39 万 2233 筆（収集期間は同年 8 月 12 日～10 月 4 日）を含む約 123 万 9782 筆を集めた⁹。しかし、憲法裁判所は、人命について憲法で必要とされている最低限の保障が維持されなくなるとして要求を認めなかった¹⁰。また、大麻の栽培等を処罰の対象から外すために 1990 年 10 月 9 日大統領令第 309 号「麻薬及び向精神薬の規律〔並びに〕関連薬物中毒の予防、治療及びリハビリテーションに関する諸法の統一法」¹¹の一部を廃止する国民投票の要求も、オンラインにより 60 万 7627 筆（収集期間は同年 9 月 11 日～10 月 12 日）の署名を集めたが¹²、憲法裁判所は、大麻に限らずケシ（ソムニフェルム種）やコカの栽培も認めることになり、国際的な制約に違反するなどとして要求を認めなかった¹³。

(2) 公式プラットフォーム稼働後の状況

2024 年 10 月 10 日時点で、公式プラットフォームにより 50 万筆以上の署名を集めた国民投票の要求は 2 件ある。1 件は、2024 年 6 月 26 日法律第 86 号「憲法第 116 条第 3 項に基づく通常州の差異のある自治の実施規定」¹⁴の廃止を求めるもので、オンラインにより 2 週間程度で必要な署名を集めた¹⁵。もう 1 件は、外国人に対するイタリア市民権付与要件のうち、合法的に継続して居住している期間を 10 年間から 5 年間に短縮するため、1992 年 2 月 5 日法律第 91 号「市民権に関する新たな規範」¹⁶の一部の廃止を求めるものである。また、法律の発案に関しては、法定最低賃金を導入する法律¹⁷の発案が 5 万筆以上の署名を集めた。

このようにオンライン化は、短期間での署名収集を可能にしている。ただし、2024 年 9 月に、大量のアクセスにより公式プラットフォームがしばしばダウンしたこと¹⁸を踏まえれば、円滑な運用には技術的な調整が改めて課題となり得る。

付されている。Giorgia Dragoni et al., “SPID (Sistema Pubblico di Identità Digitale), cos’è, a cosa serve e come creare un account,” *Agenda Digitale*, 2024.1.2. (Internet Archive) <<https://web.archive.org/web/20240706153725/https://www.agendadigitale.eu/cittadinanza-digitale/a-che-punto-e-il-sistema-pubblico-dell-identita-digitale-e-a-che-serve/>>

⁸ 制定当初、2021 年末までに公式プラットフォームが稼働予定であったため、この措置は設けられていなかった。

⁹ “I dati aperti sui firmatari dei Referendum Eutanasia e Cannabis legale.” Associazione Luca Coscioni per la libertà di ricerca scientifica APS website <<https://www.associazionelucacoscioni.it/i-dati-aperti-sui-firmatari-dei-referendum-eutanasia-e-cannabis-legale>>

¹⁰ Sent. Corte cost. 15 febbraio 2022, n.50, in *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, 2 marzo 2022, n.9, pp.45-53. 国民投票要求の適法性については、憲法裁判所と、破棄院（最高裁判所に相当）に設置される国民投票中央事務局がそれぞれ審査を行う。なお、国民投票を求める署名の有効性等の審査に関しては、当該事務局が担う。

¹¹ D.P.R. 9 ottobre 1990, n.309, Testo unico delle leggi in materia di disciplina degli stupefacenti e sostanze psicotrope, prevenzione, cura e riabilitazione dei relativi stati di tossicodipendenza.

¹² “I dati aperti sui firmatari dei Referendum Eutanasia e Cannabis legale.” *op.cit.*(9).

¹³ Sent. Corte cost. 16 febbraio 2022, n.51, in *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, 2 marzo 2022, n.9, pp.54-62.

¹⁴ L. 26 giugno 2024, n.86, Disposizioni per l’attuazione dell’autonomia differenziata delle Regioni a statuto ordinario ai sensi dell’articolo 116, terzo comma, della Costituzione. その内容等については、芦田淳「【イタリア】州の自治権拡大（自治権の差異化）に向けた法律の制定」『外国の立法』No.301-1, 2024.10, pp.22-23. <<https://doi.org/10.11501/13759548>> を参照。

¹⁵ “Referendum Autonomia differenziata, verso le 500mila firme solo online: Lombardia tra le prime tre Regioni per sottoscrizioni,” *Il Fatto Quotidiano*, 2024.8.9.

¹⁶ L. 5 febbraio 1992, n.91, Nuove norme sulla cittadinanza.

¹⁷ イタリアでは、団体交渉を経て労働協約により最低賃金が決定される。これに対して、賃金は労働協約によって決定されるが、時給の下限を 9 ユーロとする「混合制度」を導入する法律を提案している。

¹⁸ Ginevra Alberti, “Referendum cittadinanza, raggiunte le 300mila firme. Ora è corsa contro il tempo: quale sarà lo step successivo?” *Il Messaggero*, 2024.9.23.